

「特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成28年総務省令第64号。以下「設備等省令」という。）」の改正及び「特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（平成28年総務省告示第244号。以下「実施指針」という。）」の改正概要

総務省総合通信基盤局データ通信課

1—1 設備等省令の概要

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）附則第5条第2項第2号においては、地域特定電気通信設備供用事業が規定され、同条第1項に基づき、平成34年3月31日までの間、当該事業の実施に対し債務保証及び助成金交付による支援が行われる。当該事業について、別途総務省令で定めることとされている当該事業の対象となる電気通信設備及び地域を定めるものである。

1—2 設備等省令の改正の概要

現在、国内のデータセンターの約6割が東京圏に集中しており、今後も東京圏において増加傾向にある。今後、IoTの進展等によりトラフィックが急増し、東京圏のトラフィックがますます増加するおそれがある。

このように東京圏に集中しがちなデータやトラフィックの分散化を図るためには、地域にデータセンターを整備し、その地域におけるデータの流通・活用を促進することが重要になる。

このため、通信・放送開発法附則第5条第2項第2号に基づき別途総務省令で定めることとしている特定電気通信設備の要件を改めるものである。

2—1 実施指針の概要

通信・放送開発法第3条第1項の規定に基づき、通信・放送開発法第2条に規定する通信・放送新規事業及び地域通信・放送開発事業、並びに通信・放送開発法附則第5条第2項に規定する新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の内容、実施方法、実施に際して配慮すべき重要事項等について定めるものである。

2—2 実施指針の改正の概要

上記の設備等省令の改正に併せ、地域特定電気通信設備供用事業の内容等についての記載を改めることが適当であるため、実施指針についても改正を行うものである。

以上